

仕様書

1 業務名

建築部ファイルサーバデータ移行業務

2 業務概要

既設の建築部ファイルサーバ（以下「旧サーバ」という。）から、本市集中ファイルサーバ（デジタル戦略推進局所管、以下「新サーバ」という。）へのデータ移行を行い、共有設定・アクセス権等の設定を行うもの。

3 新旧サーバ仕様概要

(1) 旧サーバデータ使用容量

最大 3TB ※令和5年4月10日現在 3.17TB中、空0.41TB

(2) 新サーバ使用可能データ領域

5TB

※筐体は庁外データセンターに設置されており、庁内ネットワーク（イントラネット）によって接続されている。

4 提供予定資料

本業務を実施するにあたり、委託者から提供する資料は、下記のとおり。

なお、(1)については入札前の事前提供を可とする。提供を希望する際は、都市局建築部建築保全課（電話：011-211-2816）に連絡し、提供方法等を調整すること。(2)及び(3)は契約後に委託者から別途提供する。

(1) データ移行マニュアル(デジタル戦略推進局作成、以下「移行マニュアル」という。)

(2) 旧サーバアクセス権付与状況資料

(3) 新サーバアクセス権設定予定資料

5 業務内容

(1) 作業方法立案・スケジュール作成

4(1) 移行マニュアルに基づき、業務影響が最小限となるように作業方法の立案、スケジュール作成を行うこと。

(2) データ移行

新サーバへのデータ移行は、移行マニュアルの手順に沿って、契約締結日から令和5年6月30日の間で行うこと。

初期コピー、差分コピーのバッチマスタは別途委託者から提供する。

バッチマスタを編集の上、初期コピーのほか、差分コピーを行う（差分コピーは2回以上を見込む）。それぞれのコピー後に発生したエラーフォルダ・エラーファイルへの対応については、委託者と協議のうえ対応すること。

最終移行時点で最新の状態でデータを同期させ、フォルダ数、ファイル数とその容量に差異が生じていないことを確認すること。

データ移行に不具合を確認した場合は、速やかに原因を究明し是正すること。

(3) 共有選定・アクセス権等の環境設定

旧サーバにおいては、サーバ上でローカルグループを設定している。新サーバではローカルグループ設定ができないため、下記いずれかの方法により旧サーバと同等のアクセス権を設定すること。

ア 旧サーバのローカルグループ設定をあらかじめ個人設定に修正する。

イ 初期コピー実施後、新サーバ上でアクセス権を再設定する。

また、当部で所有する複合機（3台）、スキャナ（2台）について、スキャナフォルダ（計26フォルダ）の設定を行う。

(4) プリンタのインストール

各パソコンにローカルプリンタとしてインストールする。インストールするパソコン台数は85台で、パソコン1台ごとにインストールするプリンタは3台とする。

6 履行期間及び対応時間

契約締結日から令和5年6月30日まで

対応時間は原則、平日8:45～17:15とする。17:15以降及び土曜・日曜・祝日等閉庁日に作業を要する場合は、事前に委託者と協議すること。

7 履行場所（設置場所）・検査場所

札幌市役所本庁舎内（札幌市中央区北1条西2丁目）の指定場所

8 提出書類

業務完了後、速やかに完了届（役務 第9号様式）を提出すること。

9 セキュリティ体制

本業務を遂行する際は、別紙「情報資産取扱注意事項」を遵守し、サーバ上のデータを本業務の目的外に使用したり、業務関連データが外部に漏出する

ことのないよう留意すること。

10 作業条件・注意事項等

- (1) 作業実施方法及び必要となる設定項目の確認は、事前に委託者と打ち合わせる。
- (2) 使用者への影響を十分に考慮した作業計画を立案し、委託者と協議の上、作業を実施すること。
- (3) 作業に従事する者に1名以上、Microsoft Windows Server 関連資格の有資格者を配置すること。又は同資格所有者からオンサイトでの技術支援を受けられる体制を有すること。
- (4) 作業必要な機材・工具などは受託者が用意すること。
- (5) システムの運用に影響を与えた場合は直ちに委託者に報告し、委託者の指示により速やかに復旧作業を行うこと。
- (6) 業務の実施にあたっては未使用機器の電源切断の励行による節電、再生の積極的利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。

11 再委託の禁止

受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、本件業務の一部を再委託することにつき、受託者があらかじめ委託者の書面による承認を得た場合には、この限りではない。

また、上記ただし書きの規定により本件業務の一部を再委託した場合には、受託者は、委託者に対し、再委託先の行った本件業務に関する行為について一切の責任を負うものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者間にて協議のうえ、これを定めるものとする。